

2022年5月13日

各位

会社名 株式会社フォーカスシステムズ
代表者名 代表取締役社長 森 啓一
(コード：4662、東証プライム)
問合せ先 常務取締役 後藤 亮
TEL. 03-5421-7777

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日に開催予定の第46期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 当社事業の現状に即して、事業内容の明確化を図るとともに、事業の多様化に対応するため現行定款第2条を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び所面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。
また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 取締役会の運営について、経営の健全性確保及び意思決定の客観性・透明性向上を図るため、現行定款第22条を変更し、取締役会の招集権者及びその議長を取締役社長から、社外取締役を含む全ての取締役に変更するものであります。
- (4) 役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、現行定款第27条を現状に即して変更するものであります。

2. 変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月29日(予定)

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(6) (条文省略)</p> <p><u>(7) 建物に関する水処理装置、警報装置、通信制御装置および計測装置の販売</u></p> <p><u>(8) 映画、テレビ番組等映像の企画、制作、仕入、販売および輸出入業務</u></p> <p><u>(9) 労働者派遣事業</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(10) 株式その他有価証券の取得、投資、売買</u></p> <p><u>(11) その他前各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところにしが、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与、<u>退職慰労金</u>その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(6) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(7) 映画、テレビ番組等映像の企画、制作、仕入、販売および輸出入業務</u></p> <p><u>(8) 労働者派遣事業</u></p> <p><u>(9) 有料職業紹介事業</u></p> <p><u>(10) 農産物の生産販売</u></p> <p><u>(11) 株式その他有価証券の取得、投資、売買</u></p> <p><u>(12) その他前各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1 現行定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除及び変更案第13条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第13条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>